

松江市告示第 332 号

松江市手作り産業優良技能者表彰要綱（平成 17 年松江市告示第 347 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 7 月 8 日

松江市長 上 定 昭 仁



次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前								
(目的) 第 1 条 この要綱は、松江市内に住所を有する事業所において、松江市の手作り産業に従事し、<u>伝統的技術をはじめとした優れた</u>技能を習得するとともに、技術の改善と向上に努め、産業発展に貢献している優良な技能者の表彰について定めることを目的とする。 (手作り産業の定義) 第 2 条 前条の規定における松江市の手作り産業とは、<u>製作の主要部分が手作業によるもので、</u>市長が手作り産業と認めた業種をいう。	(目的) 第 1 条 この要綱は、松江市内に住所を有する事業所において、松江市の手作り産業に従事し、<u>伝統的な</u>技能を習得するとともに、技術の改善と向上に努め、産業発展に貢献している優良な技能者の表彰について定めることを目的とする。 (手作り産業の定義) 第 2 条 前条の規定における松江市の手作り産業とは、<u>別表に掲げる業種及び</u> _____市長が手作り産業と認めた業種をいう。 別表 <table><tr><td>農業</td><td>造園業</td></tr><tr><td rowspan="2">建設業</td><td>大工業</td></tr><tr><td>左官業</td></tr><tr><td rowspan="2">製造業</td><td>醤油製造業</td></tr><tr><td>味噌製造業</td></tr></table>	農業	造園業	建設業	大工業	左官業	製造業	醤油製造業	味噌製造業
農業	造園業								
建設業	大工業								
	左官業								
製造業	醤油製造業								
	味噌製造業								

		豆腐製造業
		蒲鉾製造業
		和菓子製造業
		洋菓子製造業
		清酒製造業
		建具製造業
		表具・表装業
		石灯籠製造業
		広告美術
		畳製造業
		和紙製造業
	加工業	めのう製品加工業
		漆器加工業
		陶器加工業
		伝統工芸品加工業
	飲食業	伝統料理

附 則

この告示は、令和7年7月9日から施行する。